

【介護予防短期入所生活介護事業所】

《 サービス利用料金(1日あたり) 》

(1) 介護給付サービスによる料金

自己負担額については、下記の表のとおりです。サービス利用料金に合わせて、食費及び居住費の合計金額をお支払いください。

1日あたりの利用料金

| 介護度 | | 要支援 1 | 要支援 2 |
|-----|------------------------|---------|---------|
| 1 | サービス利用料金 | 451 円 | 561 円 |
| 2 | サービス提供体制強化加算(I) | 22 円 | |
| 3 | 機能訓練体制加算 | 12 円 | |
| 4 | 生産性向上推進体制加算(II) | 10 円 | |
| 5 | 介護職員処遇改善加算 I ロ (17.6%) | 87 円 | 106 円 |
| 利用料 | 1割負担 | 582 円 | 711 円 |
| | 2割負担 | 1,164 円 | 1,422 円 |
| | 3割負担 | 1,746 円 | 2,133 円 |

※送迎があった場合は、介護職員処遇改善加算 17.6% に送迎加算も追加されます。

(2) その他介護給付サービス加算

1日あたりの利用料金

| 加算項目 | 単位数 | 加算内容 |
|-------------------|----------|--|
| 1 サービス提供体制強化加算(I) | 22 単位/日 | 介護福祉士を80%以上配置している場合 |
| 2 機能訓練体制加算 | 12 単位/日 | 常勤専従の機能訓練指導員1名以上配置している場合 |
| 3 生産性向上推進体制加算(II) | 10 単位/月 | 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保など、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、取り組み実績を厚生労働省に報告している場合 |
| 4 送迎加算 | 184 単位/日 | 心身の状態などから送迎を行うことが必要と認められる方に対し、自宅と施設間の送迎を行った場合 |
| 5 介護職員処遇改善加算 I ロ | 17.6% /月 | 1ヶ月あたりの総単位数に 17.6% が加算されます |

【短期入所生活介護事業所】

《 サービス利用料金(1日あたり) 》

(1) 介護給付サービスによる料金

自己負担額については、下記の表のとおりです。サービス利用料金に合わせて、食費及び居住費の合計金額をお支払いください。

1日あたりの利用料金

| 介護度 | | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-----|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 | サービス利用料金 | 603 円 | 672 円 | 745 円 | 815 円 | 884 円 |
| 2 | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 22 円 | | | | |
| 3 | 夜勤職員配置加算(Ⅰ) | 13 円 | | | | |
| 4 | 看護体制加算(Ⅰ) | 4 円 | | | | |
| 5 | 機能訓練体制加算 | 12 円 | | | | |
| 6 | 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10 円 | | | | |
| 7 | 介護職員処遇改善加算Ⅰロ(17.6%) | 117 円 | 129 円 | 142 円 | 154 円 | 166 円 |
| 利用料 | 1割負担 | 781 円 | 862 円 | 948 円 | 1,030 円 | 1,111 円 |
| | 2割負担 | 1,562 円 | 1,724 円 | 1,896 円 | 2,060 円 | 2,223 円 |
| | 3割負担 | 2,343 円 | 2,587 円 | 2,844 円 | 3,091 円 | 3,335 円 |

※送迎があった場合は、介護職員処遇改善加算 17.6% に送迎加算も追加されます。

(2) その他介護給付サービス加算

1日あたりの利用料金

| 加算項目 | | 単位数 | 加算内容 |
|------|-----------------|----------|--|
| 1 | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 22 単位/日 | 介護福祉士を80%以上配置している場合 |
| 2 | 夜勤職員配置加算(Ⅰ) | 13 単位/日 | 夜勤を行う介護職員を配置基準を超えて配置している場合 |
| 3 | 看護体制加算(Ⅰ)ロ | 4 単位/日 | 常勤の看護師が1名以上配置している場合 |
| 4 | 機能訓練体制加算 | 12 単位/日 | 常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合 |
| 5 | 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10 単位/月 | 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保など、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、取り組み実績を厚生労働省に報告している場合 |
| 6 | 送迎加算 | 184 単位/日 | 心身の状態などから送迎を行うことが必要と認められる方に対し、自宅と施設間の送迎を行った場合 |
| 7 | 介護職員処遇改善加算Ⅰロ | 17.6% /月 | 1ヶ月あたりの総単位数に 17.6% が加算されます |